

本 部 各 部 課 長 殿  
県 下 各 警 察 署 長

共	00	00	10	永年
---	----	----	----	----

宮 本 生 企 第 3 2 4 号  
平 成 1 8 年 2 月 2 8 日  
宮 城 県 警 察 本 部 長

宮城県読売防犯協力会並びに読売新聞東京本社販売局販売第七部と宮城県警察による「防犯活動に関する覚書」の締結に伴う運用について（通達）

本年2月27日、宮城県読売防犯協力会並びに読売新聞東京本社販売局販売第七部（以下「読売防犯協力会」という。）と宮城県警察（以下「警察」という。）との間において、「防犯活動に関する覚書（以下「覚書」という。）」を締結し、主として、事件発生時の早期通報と新聞折り込みによる防犯広報体制を確立した。

よって、覚書締結の趣旨等を十分理解の上、下記事項に配慮して積極的な活用を図らきたい。

## 記

### 1 覚書締結の趣旨

本県では、昨年の刑法犯認知件数が3万3,357件で、前年対比マイナス6,854件、率にしてマイナス17%と4年連続して減少するなど一定の成果が見られるものの、昭和期の約2倍という水準で推移しており、本年に入っても身代金目的新生児誘拐等の凶悪事件の発生が見られるところであり、依然として厳しい治安情勢にある。

このような中、宮城県内に約650台の車両等を擁する読売防犯協力会は、警察の治安対策に積極的な協力姿勢を示しており、積極的な通報と新聞折り込みによる迅速な防犯広報が期待できることから、この度、その内容を明確にするため、覚書を締結したものである。

### 2 覚書締結業者

- (1) 宮城県読売防犯協力会
- (2) 読売新聞東京本社販売局販売第七部

### 3 覚書締結年月日

平成18年2月27日

### 4 覚書及び具体的協力内容

#### (1) 覚書

別紙のとおり。

#### (2) 具体的協力内容

読売防犯協力会及び警察が相互に協力する内容は、覚書第3（内容）のとおり、警察は、読売防犯協力会が行う防犯活動に協力する。

読売防犯協力会は、防犯パトロールや朝夕刊の配達、集金等の際に目撃した犯罪や事故、不審者情報等、地域住民の安全のために必要な情報等を110番等により積極的に通報する。

読売防犯協力会は、警察の新聞折り込みによる防犯広報に協力する。

というものである。

## 5 運用要領

### (1) 運用の基本

読売防犯協力会と警察は、相互理解による高い信頼と協力関係を築き、継続的に推進することを基本とする。

### (2) 警察からの協力要請要領

ア 警察は、新聞折り込みによる防犯広報を行う場合は、事前に読売防犯協力会に協力を要請する。

イ 警察は、新聞折り込みによる防犯広報を行う場合は、防犯広報誌を作成し、読売防犯協力会に所属する会員の元に持ち込み、協力を要請する。

### (3) 情報提供依頼等への対応要領

読売防犯協力会が自ら行う新聞折り込みによる防犯広報に際し、警察に対して情報提供の協力依頼等があった場合は、可能な限りの対応を行うこと。

### (4) 通報等への対応要領

覚書の締結に基づき、読売防犯協力会会員から、事件発生 of 通報や犯罪等危険箇所に関する情報提供がなされた場合には、警察官を早期に現場臨場させるなどして適切な対応を図ること。

## 6 報告

覚書に基づき、情報提供があった場合、又は、新聞折り込みによる防犯広報を行った場合は、その状況について、県本部生活安全企画課長を経由して報告すること。

# 防犯活動に関する覚書

宮城県警察本部  
宮城県読売防犯協力会  
読売新聞東京本社販売局販売第七部

## 防犯活動等に関する覚書

宮城県警察本部（以下「甲」という）と、読売新聞の販売店で構成される宮城県読売防犯協力会（以下「乙」という）及び読売新聞東京本社販売局販売第七部（以下「丙」という）は、防犯活動等に関する覚書を締結する。

### （目的）

第1条 この覚書は、甲と乙及び丙との間において、協力体制を確立し、乙の防犯活動等を通じて、宮城県民の防犯意識の高揚と自主的な防犯活動の促進を図り、宮城県民の安全確保に貢献し、もって、「犯罪のない安全で安心して暮らせる街 宮城」を実現することを目的とする。

### （運用の基本）

第2条 本覚書の運用は、甲、乙、丙の相互理解による高い信頼と協力関係を築き、乙の防犯活動等を継続的に推進することを基本とする。

### （内容）

第3条 本覚書の内容は、次のとおりとする。

#### 1 防犯活動等への協力

甲は、乙が行う防犯活動等に協力する。

#### 2 犯罪情報等の提供

乙は、防犯パトロールや朝夕刊の配達、集金等の際に、目撃した犯罪や事故、不審者情報等、地域住民の安全のために必要な情報等を 110 番等により積極的に通報するものとする。

#### 3 新聞折り込みによる防犯広報への協力

乙は、甲の新聞折り込みによる防犯広報に協力する。

#### 4 協力要請

甲は、新聞折り込みによる防犯広報を行う場合は、事前に乙又は丙に協力を要請する。

#### 5 防犯広報紙の作成

甲は、新聞折り込みによる防犯広報を行う場合は、防犯広報紙を作成し、乙に所属する会員の元に持ち込み、協力を要請する。

#### (配意事項)

第4条 本覚書の運用に当たっては、次の事項に配意する。

- 1 覚書の締結により、乙及び丙に対し特別な権限が付与されるものではない。
- 2 乙が行う防犯活動等は、乙に所属する会員による活動であり、セールススタッフを除くものとする。
- 3 甲は、新聞折り込みによる防犯広報を行う場合は、乙に所属する会員の負担とならないように配意する。
- 4 甲は、乙に所属する会員との高い信頼と協力関係を築き、乙防犯活動等が継続的に推進するよう配意する。

#### (協力)

第5条 丙は、乙の防犯活動等が継続的に推進されるよう、甲と乙の連絡調整を行い協力する。

#### (協議)

第6条 この覚書に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、その都度、甲、乙、丙が協議の上決定する。

附則

- 1 この覚書は、平成 18 年 2 月 27 日から施行する。
- 2 この覚書の成立を証するため、本書 3 通を作成し、甲、乙、丙が記名押印の上、各 1 通を保有する。

平成 18 年 2 月 27 日

甲 宮城県警察本部生活安全部長

安藤 秀幸

乙 宮城県読売防犯協力会会長

渋谷 俊郎

丙 読売新聞東京本社販売局販売第七部長

尾野寺 篤